

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課)	1
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (2件) (県民生活・男女共同参画課)	1
○ふぐ処理師試験の実施 (食品・衛生課)	1
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県議会議員補欠選挙における選挙人名簿登録の被登録資格の決定の基準となる日等の定め (7・5 揭示)	2

告 示

高知県告示第476号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成23年7月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 名称及び代表者の氏名
高知県漁業協同組合連合会 代表理事会長 澳本 勝彦
- 主たる事務所又は事業所の所在地
高知市本町一丁目6番21号
- 取消し年月日
平成23年7月1日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年7月7日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年7月7日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年7月7日	特定非営利活動法人高知がん患者会一喜会	山地 ひろみ	高知市一宮東町二丁目16番19号	この法人は、がん患者、その家族等に対し、がん患者会として支援するための、癒し、情報提供、知識の向上に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年7月7日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年7月7日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年7月7日	特定非営利活動法人福祉のまち潮	普光江 継男	高知市竹島町145番地6	この法人は、潮江地区を中心に高齢者、障害児（者）及び子どもたち等が暮らしやすい社会を作るための活動を

促進し、地域住民の社会福祉の増進を図ることを目的とする。

ふぐ取扱い条例（昭和36年高知県条例第34号）第11条第1項の規定による平成23年度ふぐ処理師試験を次のとおり行う。

平成23年7月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験の期日
平成23年10月19日（水）
- 試験の場所
高知市南久万58-1 RKC調理師学校
- 試験科目及び時間
(1) 筆記試験（午前10時から） 食品衛生学、ふぐの知識及び衛生関係法規
(2) 鑑別試験（午前11時30分から） ふぐの種類及び部位の鑑別
(3) 実技試験（午後1時30分から） ふぐの処理の実技
- 受験の手続
県所定の様式による受験願書1通に次の書類を添えて提出すること。
(1) 2年以上ふぐ処理に関する知識及び技能を習得した旨を直接指導したふぐ処理師が証明した証明書1通
(2) 写真1枚（名刺型とし、出願前3月以内に撮影した正面、脱帽及び上半身像で、裏面に氏名を記載したもの）
- 受験手数料
5,280円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。）
- 受験願書の受付期間
平成23年9月5日（月）から同月16日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。
なお、郵送による場合は、平成23年9月16日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験願書の提出先
(1) 県内居住者は、住所地又は営業所を所管する福祉保健所（当該住所地又は営業所が高知市である場合にあっては、高知市保健所）
(2) 県外居住者は、高知県健康政策部食品・衛生課（高知市丸ノ内一丁目2-20）
- その他の注意事項
(1) 受験願書を郵送する場合は、封筒の表面に「受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

- (2) 受験者は、試験当日、受験票及び受験票に指示している物を持って午前9時50分までに試験の場所に集合すること。
- (3) 不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課（電話番号088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成23年8月7日に行う予定の高知県議会議員補欠選挙における選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日並びに登録をした者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成23年7月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成23年7月28日。ただし、年齢については、平成23年8月7日。
- 2 登録を行う日
平成23年7月28日
- 3 縦覧に供する期間
平成23年7月29日